

## 議案 1

(A - 07)

第 2 回代表委員会提出議案

令和 7 年 5 月 15 日

### 会計細則の一部を改正する細則案の提出について

資料 1 のとおり、会計細則の一部を改正する細則案を提出する。

(議案提出者)

鬼頭幸市

#### 理由

記念祭準備金の上限額の変更にあたって、関係各所とのコンセンサス及び議論が不足していた。よって、準備金上限額を 500 万円に引き下げる。

以上が本案を提出する理由である。

以上

## 資料 1

### 会計細則の一部を改正する細則（案）

会計細則の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項中、「七百五十万円」を「五百万円」に改める。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この細則は、令和七年五月十六日から施行する。